

○びわこ成蹊スポーツ大学における研究インテグリティの確保に関する規程

令和5年4月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、びわこ成蹊スポーツ大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティ 研究活動の国際化、オープン化に伴うリスクに対する研究の健全性・公正性をいう。
- (2) 研究者等 本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における研究インテグリティの適切な確保を推進するための体制を整備するものとする。

(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

(統括責任者)

第5条 本学に、学長の下で研究インテグリティの確保に係る体制に関する業務を統括する研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長の指名する副学長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第6条 研究インテグリティ・マネジメントの確保に係る重要事項を審議するため、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第7条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項

- (3) 研究インテグリティの確保に係る研修・啓発活動に関する事項
- (4) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項  
(組織)

第8条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者
- (2) 学長が理事長の了解のもとに指名する教員 若干名
- (3) 総務部長
- (4) その他委員会が必要と認めた者 若干名  
(任期)

第9条 前条第4号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第10条 委員会に委員長をおき、第8条第1号に規定する委員をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長をおき、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の出席)

第11条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第12条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため、必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第13条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(相談窓口)

第14条 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

- 2 前項の相談窓口を担当者を置き、総務課の職員をもって充てる。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。